

特別養護老人ホーム柿木園入所申込みについて

特別養護老人ホーム柿木園におきましては、入所の必要性の高い方が円滑に優先入所できるよう、平成27年4月1日より厚生労働省及び埼玉県の指針に基づき、「特別養護老人ホーム柿木園入所取扱い指針」を策定しております。

この指針に基づく入所の決定は、申込み順ではなく、入所の必要性を総合的に評価し決定することとしております。後から申込まれた方が、入所の必要性が高いと判断された場合には、先に申込みをされた方よりも早く入所していただくこととなりますのでご理解のほどお願い申し上げます。

○ 入所対象者

要介護度3～5と認定された方

要介護1・2と認定されている方は、裏面をご確認の上お申し込みください。

○ お申込みには以下の書類が必要となります。

『入所申込書』

『家族構成図』

『認定調査票（写）』（保険者の介護保険担当課にて、お取り寄せ下さい）

『介護保険被保険者証（写）』

『サービス利用票及び別表（直近3ヶ月分）（写）』

（担当ケアマネジャーにご相談下さい）

入所申込書は表裏面をご記入のうえご提出下さい。なお、『申込書』の下欄に同意の署名、押印を忘れずをお願い致します。

医療行為を必要とされる方については事前にお問い合わせ下さい。

〔医療行為・・・経管栄養、胃ろう、インシュリン、人工肛門、尿留置カテーテル
酸素療法、ペースメーカーなど〕

※ お預かりする書類、相談内容については、入所判定委員会のみで利用致します。また、待機中に状況確認の連絡をさせて頂く場合がございますので、ご理解の程をよろしくお願い致します。

※ 入所申込みの書類のご提出にあたっては、入所を希望される方の心身の状況等のお話を伺いますので、30～60分程度お時間を頂きます。事前の電話にてご予約をいただき、お越し下さい。

担当：生活相談課 古屋
黒川

電話：048-936-8866

特別養護老人ホーム柿木園
要介護1・2の方の入所申込みについて

平成27年4月より、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所判定の対象については、『要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当する者とする』とされております。

特例入所の要件に該当する事の判定に際しては、居宅において日常生活を営む事が困難な事についてやむを得ない事由がある事に関し、以下の事情を考慮する事とされました。

- ① 認知症であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、若しくは同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

この条件に該当するか否かの判断は、施設は入所申込者に対して、居宅において日常生活を営む事が困難な事についてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みにあたって求める事とされ、この場合においては、施設は、保険者市町村に対して報告を行うと共に、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求める事とされています。

施設は、保険者市町村の意見を基に入所判定委員会にて施設での受入れが可能であるかを検討していきます。

よって要介護1及び2の方が、①～④に該当する場合のみ、特養入所が可能になりますので、要介護1及び2の方に関しては、入所申込書の意見【入所を希望する理由】の欄に、その状況を詳しく記入してお申し込みください。

また、区分変更、期間更新等で要介護3以上に認定された場合には、ご連絡ください。